

「横手市公共交通利用回数券」対象事業者の追加について

○ 運転免許証を自主返納した横手市民の方にご利用いただいている「横手市公共交通利用回数券」に関して、介護タクシーを運行している2事業者を新たに回数券利用可能な事業者として追加することについて了承いただきたい。

1)「横手市公共交通利用回数券」の概要

- 回数券事業の開始時期
平成30年4月開始
- 回数券の配布
 - ・対象者：平成30年4月1日以降に運転免許証を自主的に返納した横手市在住の方
 - ・配布方法：「運転免許証の取消通知書」のコピーを添付して申請し、簡易書留にて受取
 - ・配布金額：12,000円分（100円券×120枚）
- 回数券を利用できる公共交通
 - ・路線バス、循環バス（羽後交通）
 - ・タクシー、デマンド交通（市内タクシー事業者8社）
 - ・代替交通、自家用有償（大森線、湯沢沼館線、睦合線、上畑線、柏木・大森病院線）
 - ・介護タクシー（末広自動車、大森産業、オレンジケアサービス）

2)利用対象事業者追加の検討に至った経緯

事業者より横手市公共交通利用回数券の取り扱いについて要望があったため。

3)新規に追加したい事業者について

- 新規に追加したい事業者
 - ・株式会社スター代行（スター介護タクシー）
事業所所在地：横手市増田町 軽ワゴン車1台、車いす移動車1台で運行
 - ・有限会社ケアプランナー横手（ヘルパーステーション横手）
事業所所在地：横手市婦気大堤 車いす移動車1台で運行
- 許可分類
一般乗用旅客運送事業（福祉輸送事業限定）
※利用者は原則として身体障害者手帳の交付を受けている者、要介護認定を受けている者、単独での移動が困難な者であって単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者等に限られる。
(事業者に対しては事前に回数券事業の趣旨をご説明し、協議会にて承認いただいた場合回数券の利用対象となることについてご了承をいただいております。)

4) 追加となった場合の今後の動き

○ 市民の皆様への周知について

市報令和5年4月号にて回数券交付事業の周知も兼ねて事業者が追加になった旨を掲載し、これから申請される方だけでなく、既に回数券を受け取られてご利用いただいている方へも周知する。